Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表

文部科学省、農林水産省、 近畿地方整備局、九州地方 整備局、宗像市、和歌山市 平成30年3月22日 都市局公園緑地·景観課

福岡県宗像市・和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を認定 ~簗政務官より各市長に認定証を直接交付します~

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画について、3月26日付けで主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定します。当日は、簗国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

今回の福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の認定により、当該計画の認定都市 数は、66市町となります。(詳細は別紙参照)

【認定式】

- 1. 日 時 平成30年3月26日(月)15:10~
- 2.場 所 築国土交通大臣政務官室 (千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階)
- * 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認 定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能で す。
- *取材をご希望の方は、14:55までに4階エレベーターホールにお集まりください。
- *国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

■ 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤

TEL: 03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)

FAX: 03-5253-1593

- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 中田、佐々木 TEL: 03(5253)4111(内線 2865, 2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水 TEL: 03(3502)6004

歴史的風致維持向上計画の認定について

平 成 3 0 年 3 月 国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等64市町の計画を認定しています。

このたび、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を3月26日に認定し、認定都市数は66市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

• 国土交通省 IP:

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

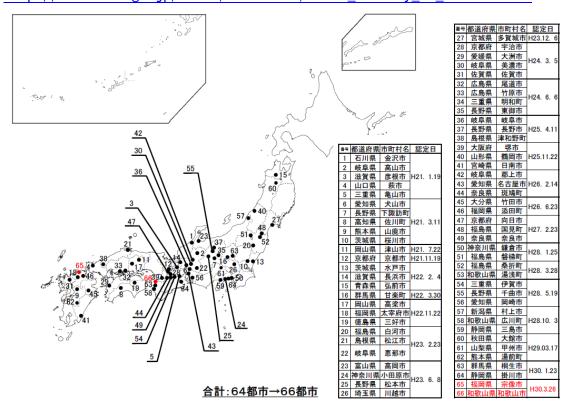


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

〇宗像市歷史的風致維持向上計画(福岡県宗像市 認定申請日 H30. 2. 19)

国指定重要文化財「宗像神社辺津宮本殿」や国指定史跡「宗像神社境内」及びこれらの周辺地域と、宗像大社で行われる秋季大祭や、漁業と結びついた恵比寿祭の伝統行事、唐津街道沿いの宿場町である赤間宿における赤間祇園祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、宗像大社等の歴史的建造物の保存修理・活用、ガイダンス施設の整備、祭礼活動の調査・記録・情報発信等に関する事業等が位置づけられています。



【宗像神社辺津宮】

〇和歌山市歴史的風致維持向上計画(和歌山県和歌山市 認定申請日 H30. 2. 22)

国指定名勝「和歌の浦」や、国指定重要文化財紀三井寺 「護国院多宝塔」及びその周辺地域と、紀州東照宮例 たいたたほうとう 「護国院多宝塔」及びその周辺地域と、紀州東照宮例 た然や紀三井寺境内の湧水の保全活動、和歌浦湾の漁業 と結びついた 幟 揚げ神事等の伝統行事等からなる歴史 的風致の維持向上を図るため、紀州東照宮等の歴史的建 造物の保存修理や公開活用、紀三井寺周辺等の修景整備、 和歌祭等の祭礼活動に係る活動支援や担い手育成に関する事業等が位置づけられています。



【紀州東照宮例大祭 (和歌祭)】

- ■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条(抜粋)
- 第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域に おける歴史的風致の維持及び向上に関する計画(以下「歴史的風致維持向上計 画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2~7 (略)

- 8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風 致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9~11 (略)

認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

D社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

②社会資本整備総合交付金

(都市公園等事業)

- 整備、電線の地中化等、良好な ○公共施設の整備や修景施設の 街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取 移設、修理・復原を補助対象() 追加

的資産の保存・活用に資する都市公 〇古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原 したもので歴史上価値が高いものを ○地域活性化の核となる貴重な歴史 園の整備を支援 補助対象に追加

④歷史的風致活用国際観光 城郭(重要文化財) 城址(国指定史跡 大名 庭園 重点区域

> ○地域の歴史・文化等の特性を 活かした個性あられるまちじ

(都市再生整備計画事業)

3社会資本整備総合交付金

市における受入環境整備 を総合的に支援 成する歴まち計画認定都 〇広域観光周遊ルートを形

○案内板等の多言語化 案内所等の機能句 験プログラム開発 57補助対象

> ○ コアとなる国指定文化財等 歷史的風致形成建造物

(国指定史跡)

>交付率の上限を40%→45% へ嵩上(犬電柱電線類移設

くりを総合的に支援

等を基幹事業に追加